

甲府市事業継続家賃補助事業補助金交付要綱

令和 2 年 5 月 29 日

産第 3 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少など大きな影響を受けた市内の事業者（以下「事業者」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和 38 年 11 月規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 甲府市事業継続家賃補助事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金の交付の対象者は、市内において店舗等を賃借し、当該店舗において事業を営む中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者）で、次に掲げるすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 令和 2 年 3 月から 5 月までのいずれか 1 か月における売上額が前年同月の売上額より 50 パーセント以上減少した又は令和 2 年 3 月から 5 月までの 3 か月の売上平均額が 30 パーセント以上減少した事業者。
- (2) 国の持続化給付金の不給付要件に該当する事業者でないこと（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと等）。
- (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- (4) 令和 2 年 3 月 1 日時点において開業し、申請時において営業している者で、引き続き 1 年以上営業する意思があること。
- (5) 令和 2 年 1 月 31 日納期以前の市税を滞納していないこと。
- (6) 甲府市観光事業者等衛生対策補助金（要綱産第 2 号）の交付を受ける者でないこと。
- (7) 代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第 3 補助金の額の算定に当たっては、事業運営に必要な固定費である令和 2 年 4 月分の店舗等の賃借料（以下「補助金算定基準額」という。）を用いるものとする。

- 2 補助金算定基準額には、敷金、礼金、共益費、駐車場代その他の経費は含まないものとする。
- 3 補助金の額は 1 店舗当たり、補助金算定基準額と 10 万円を比較していずれか低い方の額とする。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

5 1 事業者が複数の事業所（店舗）を有する場合は、3 か所までの申請を可能とする。
（補助の受付期間）

第4 補助の受付期間は、令和2年6月1日から令和2年9月30日までとする。
（補助金の交付申請及び請求）

第5 補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市事業継続家賃補助事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、原則として郵送により申請するものとする。

（1）賃貸借契約書の写し

（2）令和2年4月1日以降に1か月分の賃借料を支払ったことがわかる資料
（領収書、口座振替の写し等）

ただし、貸主から支払い猶予を受けている場合は、それがわかる資料

（3）令和2年3月、4月、5月の各月の売上額がわかる資料

（4）平成31年3月、4月、令和元年5月の各月の売上額がわかる資料
（確定申告書の写しと各月の売上額）

（5）補助金の振込先が確認できる通帳等の写し

（6）誓約書

（補助金の交付決定及び交付）

第6 市長は、第5の申請（請求）があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、甲府市事業継続家賃補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第7 市長は、補助事業に係る補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

（1）虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）法令又はこの要綱に違反したとき。

（3）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（実地調査の実施）

第8 市長は、本事業に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業に係る補助金の交付決定を受けた者から報告を求め又は職員による実地調査を行うことができる。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。